

2025年9月20日施行

2026年4月21日改定

「分科会開催支援」規程

一般財団法人外苑会

一般財団法人外苑会(以下「外苑会」)は、東京都立青山高等学校卒業生(以下「卒業生」)の世代を越えた交流と親睦を目的とした同じ在住地や学校、職域等の卒業生による分科会の開催につき以下の内容の支援を行うものとする。

1. 支援内容

- (1) 分科会の対象者名簿の提供
分科会からの要望に応じて、同会の対象となる卒業生のうち、外苑会に登録されている連絡先一覧、宛名シール等を提供する。
- (2) 同窓会報・公式ホームページ等への開催案内の掲載
分科会からの要望に応じて、外苑会の同窓会報または公式ホームページ等にて同会の開催案内を掲載する。

2. 上記支援を受けるための要件

- (1) 50人以上に開催を案内し、20人以上の参加が見込まれる分科会の開催であること。なお、対象者の過半数が開催時年度にて75歳以上の分科会では前述の人数の要件を満たしていなくても本支援の対象とする。
- (2) 当該分科会の代表者を含めた最低3名の会員(※)が連名にて所定の申請フォームに必要事項を記入し、発送予定の開催案内状(またはメール)を添付の上で外苑会事務局宛にメールまたはFAXにて申請する。
(※)申請人3名のうち少なくとも1名は直近3年以内に年会費を納入した実績があることが望ましい。
- (3) いったん外苑会より提供した当該分科会の名簿の更新は同会の自主管理とし、更新の都度外苑会事務局にも共有するものとする。
- (4) 外苑会から入手した個人情報、外苑会の「個人情報管理規程」に則り、本分科会開催にかかわる連絡以外の目的での利用は厳禁とする。
- (5) 同窓会報への掲載のため、分科会開催時写真の提供や開催報告の寄稿に協力する。

* 不明点や要望事項がございましたら外苑会事務局宛にメール(jimukyoku1@aokou.org)にてお知らせください。

* 外苑会の会員名簿管理上、メールアドレスの登録に注力しています。登録にご協力ください。

以 上